

可児市立図書館資料収集方針

趣旨

この方針は、可児市立図書館（以下「図書館」という。）が、市民一般の読書活動に必要な図書館資料の収集に関する基本的な事項を定めたものである。

1. 基本方針

- (1) 市民の生涯学習を支えるため、市民の要望及び社会的な動向に配慮し、各年齢層にわたる知的活動である学習、教養、調査、レクリエーション、ビジネス、及び日常生活に役立つ資料を収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれることなく、多様な観点に立って幅広く資料を収集する。
- (3) 資料の収集にあたっては、岐阜県図書館をはじめ岐阜県内の公立図書館や大学図書館、その他の類縁機関との連携や協力を努める。
- (4) 蔵書に対する市民からの要望や意見を資料収集に生かすように努める。

2. 資料選択の方法

資料の選択はこの方針に基づき、現物資料及び出版情報等により図書館職員で構成する選書会議で選択し、図書館長が決定する。

3. 資料の種類

- (1) 一般図書
- (2) 児童・青少年向け図書、子どもの読書活動推進のための資料
- (3) 参考図書（事典、辞典、年鑑、白書等）
- (4) 郷土資料、行政資料（地図、パンフレット、リーフレット等を含む）
- (5) 逐次刊行物（新聞、雑誌等）
- (6) 視聴覚資料（録音資料、映像資料）
- (7) 外国語資料
- (8) 点字資料、利用に障がいがある人のための資料
- (9) その他（特別コレクション、新しいメディア等）

4. 寄贈資料の収集

寄贈資料は、この方針に基づき、所蔵の有無や資料の状態、今後の利用の予測等を考慮して、諾否を選定する。

5. 資料選定基準

資料選定基準は、別に定める。

6. その他

この方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、図書館長が別に定める。

この方針は、平成26年4月1日から施行する。